平成２６年（フ）第１９５４号
北海道石狩郡当別町末広380番地20
債務者　川岸　晃一
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７４号
札幌市東区北９条東９丁目２番11号　アーバンコート北９条101号
債務者　藤浦　政実
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９４号
札幌市中央区北３条西29丁目３番10―203号
債務者　山平　憲夫
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７３号
札幌市中央区北４条西12丁目１番地１　ダイアパレス植物園1002号
債務者　藤原　れい
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７９号
札幌市白石区栄通15丁目８番８号　ハイムカトレアＡ―102号
債務者　渡辺　樹理（旧姓川久保）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９４号
札幌市北区北25条西２丁目１番４―104号
債務者　佐藤　ルミ
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１０４号
札幌市豊平区平岸４条11丁目２番20―406号
債務者　下澤　一元
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１０５号
札幌市中央区北６条西20丁目１番11―401号
債務者　本田　磨奈（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２０号
札幌市白石区北郷１条４丁目４番16号　カストールⅡ―101号
債務者　森脇　克俊
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２１号
札幌市白石区北郷１条４丁目４番16号　カストールⅡ―101号
債務者　森脇枝梨子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３４号
札幌市白石区北郷４条10丁目１番26号　メープルコート103号
債務者　名越麻衣子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４４号
札幌市中央区北１条西27丁目４番７号　ソニア円山205号、住民票上の住所札幌市中央区北１条西27丁目４番７号　ソニヤ円山205号
債務者　佐藤　功験
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４８号
札幌市中央区北９条西21丁目２番８号　コテージ北円山203号
債務者　八綿　王貴
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４９号
札幌市白石区東札幌２条３丁目１番８号　後藤マンション１階
債務者　鳴海　　進
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６３号
札幌市東区東苗穂４条１丁目７番６号　ＫＯＨＲＩ41―105号
債務者　吉村　卓也
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９２号
群馬県伊勢崎市豊城町2247番地11
債務者　根岸　　仁
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係